

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6190074号  
(P6190074)

(45) 発行日 平成29年8月30日 (2017. 8. 30)

(24) 登録日 平成29年8月10日 (2017. 8. 10)

(51) Int. Cl. F I  
**G06Q 50/10 (2012.01)** G06Q 50/10  
**G06F 13/00 (2006.01)** G06F 13/00 510C

請求項の数 11 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2016-557849 (P2016-557849)	(73) 特許権者	516168919
(86) (22) 出願日	平成26年9月19日 (2014. 9. 19)		ギガコリア コー リミテッド
(65) 公表番号	特表2017-509079 (P2017-509079A)		G I G A K O R E A C O . , L T D .
(43) 公表日	平成29年3月30日 (2017. 3. 30)		大韓民国 501-100 クァンジュシ
(86) 国際出願番号	PCT/KR2014/008725		ドンク クソンロ 152 ボンギル
(87) 国際公開番号	W02015/111820		5、チハ1チュン、1チュン、2チュン
(87) 国際公開日	平成27年7月30日 (2015. 7. 30)	(74) 代理人	100083138
審査請求日	平成28年6月7日 (2016. 6. 7)		弁理士 相田 伸二
(31) 優先権主張番号	10-2014-0009708	(74) 代理人	100189625
(32) 優先日	平成26年1月27日 (2014. 1. 27)		弁理士 鄭 元基
(33) 優先権主張国	韓国 (KR)	(74) 代理人	100196139
			弁理士 相田 京子

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 数字URLサービス提供方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

数字URLサービス提供サーバが実行する数字URLサービス提供方法において、  
 少なくとも一つのユーザ端末から少なくとも一つの国家UI (User Interface) を選択するUI選択信号を受信する段階と、  
 前記受信されたUI選択信号に対応して数字URLフレームを出力する段階と、  
 前記少なくとも一つのユーザ端末から、前記数字URLフレームの第1行のいずれか一つのセルを選択する第1位置選択信号を受信すると、前記受信された第1位置選択信号に対応して、前記数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、  
 前記少なくとも一つのユーザ端末から、前記数字URLフレームの第1列のいずれか一つのセルを選択する第2位置選択信号を受信すると、前記受信された第2位置選択信号に対応して、前記数字URLフレームの前記少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、  
 前記少なくとも一つのユーザ端末から、前記数字URLフレームの第N (N = 自然数) 列のいずれか一つのセルを選択する第3位置選択信号を受信すると、前記受信された第3位置選択信号に対応して、前記数字URLフレームの前記少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、  
 前記少なくとも一つのユーザ端末から、前記数字URLフレームの第M (M = 自然数) 行のいずれか一つのセルを選択する第4位置選択信号を受信すると、前記受信された第4位

置選択信号に対応して、前記数字URLフレームの前記少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、

前記少なくとも一つのユーザ端末から、最後に変更された中央フレームのいずれか一つのセルを選択する第5位置選択信号を受信すると、前記受信された第5位置選択信号にマップされたサイトを出力する段階と、を含み、

前記少なくとも一つのセルを含む中央フレームは、前記少なくとも一つのセル毎に一連の数字が表示され、

前記第1選択信号乃至第4選択信号が受信されるたびに、前記少なくとも一つのセルの属性情報が変更されるものである数字URLサービス提供方法。

【請求項2】

前記第1行はN個のセルを有し、前記中央フレームは $(N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルを有し、前記第1行のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $(N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされるものである請求項1に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項3】

前記第1列は $M - 2$ 個のセルを有し、前記第1列のいずれか一つのセルが選択されるたびに、前記 $N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $(M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされるものである請求項2に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項4】

前記第N列は $M - 2$ 個のセルを有し、前記第N列のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $(M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $(M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされるものである請求項3に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項5】

前記第M行はN個のセルを有し、前記第M行のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $(M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $N \cdot (M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされるものである請求項4に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項6】

前記少なくとも一つのUIは $U$  ( $U =$  自然数) 個であり、前記少なくとも一つのUIが選択されるたびに、 $N \cdot (M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $U \cdot N \cdot (M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされるものである請求項5に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項7】

前記第5位置選択信号にマップされたサイトにログインされた場合、前記中央フレームのいずれか一つのセルにマップされたサイトへの再ログインが必要ないように、シングルサインオン機能を提供するものである請求項1に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項8】

前記少なくとも一つのセルを含む中央フレームは、少なくとも一つのサイトがマップされて保存され、前記少なくとも一つのサイトに積み立てられたポイントは、統合ポイントとして管理されるものである請求項1に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項9】

前記少なくとも一つのセルを含む中央フレームにマップされた少なくとも一つのサイトは、ドラッグ・アンド・ドロップにより、少なくとも一つのユーザインタフェースが削除、編集、生成、移動、再配置、及びサイズ変更されるものである請求項1に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項10】

前記サイトは、前記第1位置選択信号乃至第5位置選択信号に対応する、数字URLアドレスにマップされ、前記数字URLアドレスは、 $a$ 、 $b$ 、 $c$ 、 $d$ 、 $e$ と記載され、前記 $a$

10

20

30

40

50

は第1位置選択信号に対応する第1位置の数字であり、bは第2位置選択信号に対応する第2位置の数字であり、cは第3位置選択信号に対応する第3位置の数字であり、dは第4位置選択信号に対応する第4位置の数字であり、eは第5位置選択信号に対応する第5位置の数字である請求項1に記載の数字URLサービス提供方法。

【請求項11】

数字URLサービス提供方法を実行する数字URLサービス提供サーバと連動するアプリケーションを提供する方法において、

前記数字URLサービス提供サーバは、請求項1乃至10のいずれか一項に記載の方法を実施することを特徴とするアプリケーション提供方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、数字URLサービス提供方法に関する。

【背景技術】

【0002】

最近、ウェブサイト及びモバイルサイトの数が急増するにつれて、それぞれのサイトに与えられるURLが多様になることにより、各サイトに加入する使用者も、それぞれのサイトのURL、使用ID及びパスワードを覚えきれず、当該サイトによく訪問できず、多くの広告費を投資した特定のサイトだけに訪問する傾向にある。

【0003】

このとき、数字を用いてURLを提供する方法は、電話番号をURLに設定する方法からなっている。これと関連して、先行技術である特許文献1には、個人の電話番号を媒介変数としてウェブサイトアクセスさせる方法が開示されている。

【0004】

但し、電話番号は、単に文字を数字に変更しただけで、1次ドメインではなく、電話番号を媒介変数として2次ドメインにマップされているので、依然として2次ドメインのURLを用いるのに維持管理費を支払わなければならない、電話番号は、各国別に重複する番号があり得るため、固有識別子として用いられないだけでなく、世界人口の60億人のみんなを識別することができなかった。

【特許文献1】大韓民国公開特許第2003 0004849号公報(2003.01.15公開)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明は、上記問題点に鑑みなされたものであり、その目的は、1次ドメインである数字URLを用い、1画面において、60億人のサイトを5桁の数字URLで表現することにより、全てディスプレイすることができ、1回のログインで60億個のサイトを再ログイン無しに用いることができ、各サイトの開設及び維持管理を直観的に行うことができる数字URLサービス提供方法を提供することにある。但し、本実施例が解決しようとする技術的課題は、上記した技術的課題に限定されず、また他の技術的課題があり得る。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上述した目的を達成するために、本発明の一実施例は、少なくとも一つのユーザ端末から少なくとも一つの国家UI(User Interface)を選択するUI選択信号を受信する段階と、受信されたUI選択信号に対応して数字URLフレームを出力する段階と、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第1行のいずれか一つのセルを選択する第1位置選択信号を受信すると、受信された第1位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第1列のいずれか一つのセルを選択する第2位置選択信号を受信すると、受信された第2位置選択信号に対応して、数字URL

10

20

30

40

50

Lフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第N列のいずれか一つのセルを選択する第3位置選択信号を受信すると、受信された第3位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第M行のいずれか一つのセルを選択する第4位置選択信号を受信すると、受信された第4位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する段階と、少なくとも一つのユーザ端末から、最後に変更された中央フレームのいずれか一つのセルを選択する第5位置選択信号を受信すると、受信された第5位置選択信号にマップされたサイトを出力する段階と、を含む。

10

**【発明の効果】****【0007】**

本発明によれば、1次ドメイン用いることにより、維持管理費を支払わなくてもサイトの維持が可能であり、世界人がみんな1画面において、60億個以上のサイトを1回のログインにより、再ログイン無しにも移動することができ、ポイントを統合的に用いることができる。

**【図面の簡単な説明】****【0008】**

【図1】本発明の一実施例による数字URLサービス提供システムを説明するための構成図である。

20

【図2】図1に示した数字URLサービス提供サーバを説明するための構成図である。

【図3】図1に示した数字URLサービス提供サーバから提供するサイトにおいて、数字URLサービスが具現された一実施例を示した図である。

【図4】図1に示した数字URLサービス提供サーバから提供するサイトにおいて、数字URLサービスが具現された一実施例を示した図である。

【図5】本発明の一実施例による図1の数字URLサービス提供システムに含まれた各構成の相互間にデータが送受信される過程を示す図である。

【図6】本発明の一実施例による数字URLサービス提供方法を説明するための動作流れ図である。

**【発明を実施するための形態】**

30

**【0009】**

以下、添付した図面を参照して、本発明が属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に実施可能に、本発明の実施例を詳述する。しかしながら、本発明は、様々な相違した形態で具現されてもよく、ここで説明する実施例に限定されない。また、図面において、本発明を明確に説明するために、説明と関係ない部分を省略し、明細書の全体を通じて類似した部分については、類似した図面符号をつけた。

**【0010】**

明細書の全体において、ある部分が他の部分と「連結」されているというのは、「直接的に連結」されている場合のみならず、その中間に他の素子を介して「電氣的に連結」される場合も含む。また、ある部分がある構成要素を「含む」というのは、特に拘りがない限り、他の構成要素を除外するのではなく、他の構成要素をさらに含んでもよいことを意味し、一つまたはそれ以上の他の特徴や数字、段階、動作、構成要素、部分品、またはこれらを組み合わせたものの存在または付加可能性を予め排除しないものと理解されなければならない。

40

**【0011】**

以下、添付した図面を参照して、本発明について詳述する。

**【0012】**

図1は、本発明の一実施例による数字URLサービス提供システムを説明するための構成図である。図1を参照すると、本発明の一実施例による数字URLサービス提供システム1は、少なくとも一つのユーザ端末100、数字URLサービス提供サーバ300、少な

50

くとも一つのサイトサーバ400を有してもよい。但し、このような図1の数字URLサービス提供システム1は、本発明の一実施例に過ぎないので、図1により、本発明が限定して解釈されるものではない。

【0013】

このとき、図1の各構成要素は、一般に、ネットワーク200を介して連結される。例えば、図1に示すように、ネットワーク200を介して、少なくとも一つのユーザ端末100と数字URLサービス提供サーバ300とが連結されてもよい。また、数字URLサービス提供サーバ300は、ネットワーク200を介して少なくとも一つのサイトサーバ400と連結されてもよい。また、少なくとも一つのユーザ端末100は、ネットワーク200を介して、数字URLサービス提供サーバ300を経由し、少なくとも一つのサイトサーバ400と連結されてもよい。

10

【0014】

ここで、ネットワーク200は、端末及びサーバのようなそれぞれのノード相互間の情報交換が可能な連結構造を意味するものであり、このようなネットワーク200の一例は、インターネット、LAN(Local Area Network)、Wireless LAN(Wireless Local Area Network)、WAN(Wide Area Network)、PAN(Personal Area Network)、3G、4G、LTE、Wi-Fi等が含まれるが、これに限定されない。図1に示した少なくとも一つのユーザ端末100、数字URLサービス提供サーバ300、少なくとも一つのサイトサーバ400は、図1に示したものに限定して解釈されるものではない。

20

【0015】

少なくとも一つのユーザ端末100は、数字URLサービス提供サーバ300に接続し、少なくとも一つのサイトサーバ400を検索する端末であってもよい。例えば、少なくとも一つのユーザ端末100は、少なくとも6桁の数字を入力し、入力された数字にマップされた少なくとも一つのサイトに接続する端末であってもよい。このとき、少なくとも6桁の数字は、例えば(a、b、c、d、e)のように構成されてもよく、a、b、c、dは、それぞれ2桁の数字、eは3桁の数字で構成されてもよく、例えば(12、1、10、9、140)であってもよい。ここで、数字URLは、12 1 10 9 140であってもよい。すなわち、数字URLは、5桁の数字、5セルの数字からなってもよく、それぞれのセルには、2桁の数字または3桁の数字が表示されてもよい。ここで、数字URLは、英語またはハングルまたはその他の言語で表示されるURLの重複を避けるために、60億人がみんなURLを数字で割り当てられるように構成されてもよい。これについては、後述する。ここで、少なくとも一つのユーザ端末100は、ネットワーク200を介して遠隔地のサーバや端末に接続可能なコンピュータであってもよい。ここで、コンピュータは、例えば、ウェブブラウザが搭載されたノート型パソコン、デスクトップ、ラップトップ等が挙げられる。また、少なくとも一つのユーザ端末100は、ネットワーク200を介して遠隔地のサーバや端末に接続可能な端末であってもよい。少なくとも一つのユーザ端末100、例えば、携帯性と移動性が保障される無線通信装置として、PCS(Personal Communication System)、GSM(Global System for Mobile communications)、PDC(Personal Digital Cellular)、PHS(Personal Handyphone System)、PDA(Personal Digital Assistant)、IMT(International Mobile Telecommunication) 2000、CDMA(Code Division Multiple Access) 2000、W-CDMA(W-Code Division Multiple Access)、Wibro(Wireless Broadband Internet)端末、スマートフォン、スマートパッド、タブレットPCのような全ての種類の手持ち式の無線通信装置が含まれる。

30

40

【0016】

50

数字URLサービス提供サーバ300は、少なくとも一つのユーザ端末100が接続し、数字URLを入力する場合、入力された数字URLにマップされた少なくとも一つのサイトサーバ400を連結することにより、少なくとも一つのユーザ端末100と少なくとも一つのサイトサーバ400を中継することができる。ここで、数字URLサービス提供サーバ300は、ネットワーク200を介して遠隔地のサーバや端末に接続可能なコンピュータであってもよい。ここで、コンピュータは、例えば、ウェブブラウザが搭載されたノート型パソコン、デスクトップ、ラップトップ等が挙げられる。

【0017】

少なくとも一つのサイトサーバ400は、数字URLにマップされたサイトを提供することができる。このとき、少なくとも一つのサイトサーバ400は、5桁の数字URLに少なくとも一つのサイトサーバ400から提供するそれぞれのサイトがマップされる。このとき、少なくとも一つのサイトは、自己固有のURLを有し、数字URLとマップされてもよく、直接数字URLを有してもよい。ここで、少なくとも一つのサイトサーバ400は、ネットワーク200を介して遠隔地のサーバや端末に接続可能なコンピュータであってもよい。ここで、コンピュータは、例えば、ウェブブラウザが搭載されたノート型パソコン、デスクトップ、ラップトップ等が挙げられる。

10

【0018】

図2は、図1に示した数字URLサービス提供サーバを説明するための構成図であり、図3及び図4は、図1に示した数字URLサービス提供サーバから提供するサイトにおいて、数字URLサービスが具現された一実施例を示した図である。

20

【0019】

図2を参照すると、本発明の一実施例による数字URLサービス提供サーバ300は、UI受信部310、フレーム出力部320、第1変更部330、第2変更部340、第3変更部350、第4変更部360、サイト出力部370を有してもよい。

【0020】

本発明の一実施例による数字URLサービス提供サーバ300または数字URLサービス提供サーバ300と連動する他のサーバ(図示せず)が、数字URLサービスアプリケーション、プログラム、ウェブページ等を少なくとも一つのユーザ端末100または少なくとも一つのサイトサーバ400に伝送すると、少なくとも一つのユーザ端末100または少なくとも一つのサイトサーバ400は、当該サービスに関するアプリケーション、プログラム、ウェブページ等をダウンロードしまたは開くことができる。また、ウェブブラウザにおいて実行されるスクリプトを用いて、サービスプログラムが少なくとも一つのユーザ端末100で駆動されてもよい。ここで、ウェブブラウザは、ウェブ(WWW: world wide web)サービスが用いられるプログラムにより、HTML(hypertext mark-up language)で書かれたハイパーテキストを伝送されて表示するプログラムを意味し、例えば、ネットスケープ、エクスプローラー、クローム(chrome)等を含む。また、アプリケーションは、端末上の応用プログラム(application)を意味し、例えば、モバイル端末(スマートフォン)で実行されるアプリ(app)を含む。

30

【0021】

このとき、ネットワーク200連結は、少なくとも一つのユーザ端末100、数字URLサービス提供サーバ300、少なくとも一つのサイトサーバ400が、ネットワーク200で連結された端末との通信のために、通信接点に通信オブジェクトを生成することを意味する。数字URLサービス提供サーバ300は、通信オブジェクトを介して互いにデータを交換することができる。

40

【0022】

先ず、数字URLについて説明した後、数字URLサービス提供サーバ300の各構成について説明する。

【0023】

一般に、URLは、www.####.co.krのような2次ドメイン形式で構成され

50

るが、####は、サイトの固有識別文字であり、coは、企業を示す文字であり、krは、国を識別するための文字である。最近、サイトの数が急増するにつれて、一般のURLを用いる場合、重複しない固有識別文字を探すことは、容易ではない。すなわち、各国別に60億人がみんな用いながらも、重複しない固有識別文字を探すことは容易ではない。また、2次ドメインのURLを用いることにより、2次ドメインのURLに対する維持管理費用を2年毎に支払わなければならないが、管理費用の支給を怠ると、苦勞して開設したサイトが閉鎖されることが殆どである。

【0024】

したがって、本発明の一実施例による数字URLは、60億人がみんな使用可能な60億個以上の1次ドメインである数字URLを提供可能に構成される。すなわち、数字URLサービス提供サーバ300は、1画面に5桁の数字を入力可能な画面を提供し、当該数字に該当するセルを押すと、当該数字URLにマップされたサイトが提供される。このような数字URLを用いると、60億人がそれぞれ自身のサイトを保有しているとしても、60億人が保有した全てのサイトは、5桁の数字URLにマップされているので、固有識別文字を苦勞して探さなくてもよく、2次ドメインの文字URLを用いることにより支払うべきサイト管理費用を、1次ドメインの数字URLを用いることにより支払わなくてもよい。これによる駆動原理については、後述する。

【0025】

UI受信部310は、少なくとも一つのユーザ端末100から少なくとも一つの国家UIを選択するUI選択信号を受信する。

【0026】

フレーム出力部320は、受信されたUI選択信号に対応して、数字URLフレームを出力する。このとき、数字URLフレームは、図3を参照すると、 $N \times M$  ( $N, M =$  自然数) 個のセルを有するフレームであってもよい。ここで、国家UIを選択するたびに、 $N \times M$  個のセルを有するフレームが生成される。

【0027】

第1変更部330は、少なくとも一つのユーザ端末100から、数字URLフレームの第1行のいずれか一つのセルを選択する第1位置選択信号を受信すると、受信された第1位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する。このとき、第1位置は、(a、b、c、d、e)からなる数字URLの一番目の位置、すなわち、aに該当する位置であってもよい。図3を参照すると、第1行はN個のセルを有し、中央フレームは $(N - 2) \cdot (M - 2)$  個のセルを有し、第1行のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $(N - 2) \cdot (M - 2)$  個のセルが変更され、合計 $N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$  個のセルがディスプレイされる。

【0028】

例えば、図4を参照して説明すると、第1行1は16個のセルを有し、第1位置は、数字URL6の一番目の位置であってもよい。このとき、中央フレーム5は $14 \times 10 = 140$  個のセルを有する。このとき、第1行のいずれか一つのセルが選択されるたびに、140個のセルが変更される。すなわち、使用者により、第1行の一番目のセルである1が押されると、140個のセルがディスプレイされ、使用者により、第1行の二番目のセルである2が押されると、また他の140個のセルがディスプレイされる。このとき、中央フレーム5の140個のセルに与えられた数字は変わらないが、第1行に含まれたそれぞれのセルが押されるたびにディスプレイされる数字は、異なる属性の数字である。すなわち、(1000140)と(2000140)は、異なる数字URLであるので、中央フレームに与えられた数字が同一であっても、異なる属性の数字であるということを定義しておく必要がある。これにより、第1行のそれぞれのセルは、140個の数字URLを表示し、第1行の全てのセルを用いると、 $16 \times 140 = 2240$  個の数字URLを表現することができる。また、中央フレーム5のうち、グレー表示されたセル(M)は、マップされたサイトが存在することを表示する。

【0029】

10

20

30

40

50

さらに図2を参照して、第2変更部340は、少なくとも一つのユーザ端末100から、数字URLフレームの第1列のいずれか一つのセルを選択する第2位置選択信号を受信すると、受信された第2位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する。このとき、第2位置は、(a、b、c、d、e)からなる数字URLの二番目の位置、すなわち、bに該当する位置であってもよい。図3を参照すると、第1列はM-2個のセルを有し、第1列のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $(M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされる。

#### 【0030】

例えば、図4を参照して説明すると、第1列2は10個のセルを有し、第2位置は、数字URL6の二番目の位置であってもよい。このとき、中央フレーム5は $14 \times 10 = 140$ 個のセルを有する。また、上述したように、第1行の第1位置が選択された状態であるので、全ての場合の数を考えると、第1行において表現される全ての数字URLの個数である2240個のセルが変更される。すなわち、使用者により、第1列の一番目のセルである1が押されると、2240個のセルがディスプレイされ、使用者により、第1列の二番目のセルである2が押されると、また他の2240個のセルがディスプレイされる。もちろん、これは、第1行において第1位置の数字が選択された全ての場合の数を考慮して計算した結果である。したがって、第1列のそれぞれのセルは、2240個の数字URLを表示し、第1列の全てのセルを用いると、 $2240 \times 10 = 22400$ 個の数字URLを表現することができる。

#### 【0031】

さらに図2を参照して、第3変更部350は、少なくとも一つのユーザ端末100から、数字URLフレームの第N列のいずれか一つのセルを選択する第3位置選択信号を受信すると、受信された第3位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する。このとき、第3位置は、(a、b、c、d、e)からなる数字URLの三番目の位置、すなわち、cに該当する位置であってもよい。図3を参照すると、第N列はM-2個のセルを有し、第N列のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $(M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計 $(M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルがディスプレイされる。

#### 【0032】

例えば、図4を参照して説明すると、第N列3は10個のセルを有し、第3位置は、数字URL6の三番目の位置であってもよい。このとき、中央フレーム5は $14 \times 10 = 140$ 個のセルを有する。また、上述したように、第1行の第1位置が選択され、第1列の第2位置が選択されたので、全ての場合の数を考えると、第1行及び第1列において表現される全ての数字URLの個数である22400個のセルが変更される。すなわち、使用者により、第N列の一番目のセルである1が押されると、22400個のセルがディスプレイされ、使用者により、第N列の二番目のセルである2が押されると、また他の22400個のセルがディスプレイされる。もちろん、これは、第1行において第1位置の全ての数字が選択され、第1列において第2位置の全ての数字が選択される全ての場合の数を考慮して計算した結果である。したがって、第N列のそれぞれのセルは、22400個の数字URLを表示し、第N列の全てのセルを用いると、 $22400 \times 10 = 224000$ 個の数字URLを表現することができる。

#### 【0033】

さらに図2を参照して、第4変更部360は、少なくとも一つのユーザ端末100から、数字URLフレームの第M行のいずれか一つのセルを選択する第4位置選択信号を受信すると、受信された第4位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する。このとき、第4位置は、(a、b、c、d、e)からなる数字URLの四番目の位置、すなわち、dに該当する位置であってもよい。図3を参照すると、第M行はN個のセルを有し、第M行のいずれか一つのセルが選択されるたびに、 $(M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$ 個のセルが変更され、合計N

10

20

30

40

50

・  $(M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$  個のセルがディスプレイされる。

【 0 0 3 4 】

例えば、図 4 を参照して説明すると、第 M 行 4 は 1 6 個のセルを有し、第 6 位置は、数字 URL 6 の四番目の位置であってもよい。このとき、中央フレーム 5 は  $1 4 \times 1 0 = 1 4 0$  個のセルを有する。また、上述したように、第 1 行の第 1 位置が選択され、第 1 列の第 2 位置が選択され、第 N 列の第 3 位置が選択されたので、全ての場合の数を考えると、第 1 行、第 1 列、及び第 N 列において表現される全ての数字 URL の個数である  $2 2 4 0 0 0$  個のセルが変更される。すなわち、使用者により、第 M 行の一番目のセルである 1 が押されると、 $2 2 4 0 0 0$  個のセルがディスプレイされ、使用者により、第 M 行の二番目のセルである 2 が押されると、また他の  $2 2 4 0 0 0$  個のセルがディスプレイされる。もちろん、これは、第 1 行において第 1 位置の全ての数字が選択され、第 1 列において第 2 位置の全ての数字が選択され、第 N 列において全ての数字が選択される全ての場合の数を考慮して計算した結果である。したがって、第 M 行のそれぞれのセルは、 $2 2 4 0 0 0$  個の数字 URL を表示し、第 M 行の全てのセルを用いると、 $2 2 4 0 0 0 \times 1 6 = 3 5 8 4 0 0 0$  個の数字 URL を表現することができる。

10

【 0 0 3 5 】

さらに図 2 を参照して、サイト出力部 3 7 0 は、少なくとも一つのユーザ端末 1 0 0 から、最後に変更された中央フレームのいずれか一つのセルを選択する第 5 位置選択信号を受信すると、受信された第 5 位置選択信号にマップされたサイトを出力する。このとき、第 5 位置は、図 4 を参照して説明すると、 $1 4 0$  個のセルのいずれか一つのセルであってもよい。すなわち、第 5 位置は、1 から  $1 4 0$  の数字のいずれか一つであってもよい。

20

【 0 0 3 6 】

また、少なくとも一つの UI は U 個であり、少なくとも一つの UI が選択されるたびに、 $N \cdot (M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$  個のセルが変更され、合計  $U \cdot N \cdot (M - 2) \cdot (M - 2) \cdot N \cdot (N - 2) \cdot (M - 2)$  個のセルがディスプレイされる。すなわち、図 4 を参照して説明すると、少なくとも一つの UI は、U ( U = 自然数 ) 個であり、上述したように、中央フレーム 5 に表示される数字 URL は、 $3 5 8 4 0 0 0$  個であるので、合計  $3 5 8 4 0 0 0 \times ( U \text{ 個} )$  のセルがディスプレイされる。本発明の一実施例では、 $\times$  と  $\cdot$  は、全て乗算演算子と定義する。

30

【 0 0 3 7 】

これにより、6 0 億人がみんな一つのサイトを保有するとしても、重複する数字 URL 無しに、数字 URL がみんなに与えられる。

【 0 0 3 8 】

まとめると、少なくとも一つのセルを含む中央フレームは、少なくとも一つのセル毎に一連の数字が表示され、第 1 選択信号乃至第 4 選択信号が受信されるたびに、少なくとも一つのセルの属性情報が変更される。また、サイトは、第 1 位置選択信号乃至第 5 位置選択信号に対応する、数字 URL アドレスにマップされ、数字 URL アドレスは、a、b、c、d、e と記載され、a は第 1 位置選択信号に対応する第 1 位置の数字であり、b は第 2 位置選択信号に対応する第 2 位置の数字であり、c は第 3 位置選択信号に対応する第 3 位置の数字であり、d は第 4 位置選択信号に対応する第 4 位置の数字であり、e は第 5 位置選択信号に対応する第 5 位置の数字であってもよい。

40

【 0 0 3 9 】

一方、数字 URL サービス提供サーバ 3 0 0 は、第 5 位置選択信号にマップされたサイトにログインされた場合、中央フレームのいずれか一つのセルにマップされたサイトへの再ログインが必要ないように、シングルサインオン機能を提供する。すなわち、数字 URL サービス提供サーバ 3 0 0 は、第 1 サイトにユーザ端末 1 0 0 が i - P I N の ID 及びパスワードで接続し、第 1 サイトを通じて第 2 サイトに自動ログインさせるサーバであってもよい。同様に、数字 URL サービス提供サーバ 3 0 0 は、第 2 サイトにユーザ端末 1 0 0 が i - P I N の ID 及びパスワードで接続し、第 2 サイトを通じて第 1 サイトに自動口

50

グインさせるサーバであってもよい。数字URLサービス提供サーバ300は、i-PINのID及びパスワードにマップされた重複加入確認情報(Duplication Information)と第1サイトの第1ドメイン情報を抽出し、抽出された重複加入確認情報、第1ドメイン情報、及びi-PINのIDに基づいて、ユーザ端末100が第2サイトに加入されているか否かを確認し、ユーザ端末100が第2サイトに加入されていると、抽出された重複加入確認情報、第1ドメイン情報、及びi-PINのIDを用いて、ユーザ端末100の第2サイトへの接続を自動ログイン処理することができる。ここで、ユーザ端末100の第2サイトに接続するための入力は、第2サイトと連結されるように第1サイトに位置したパナークリックに対応する入力であってもよい。

#### 【0040】

また、少なくとも一つのセルを含む中央フレームは、少なくとも一つのサイトがマップされて保存され、少なくとも一つのサイトに積み立てられたポイントは、統合ポイントとして管理される。すなわち、数字URLサービス提供サーバ300は、少なくとも一つのサイトサーバ400から提供する少なくとも一つのサイトで発生するポイント使用イベントを総括的に管理するサーバであってもよい。このとき、数字URLサービス提供サーバ300は、ユーザ端末100においてポイントを用いるイベントが発生した場合、当該ポイントがいずれか一つのサイトサーバ400で決済可能なポイントであるか否かを確認し、自体的に決済可能でない場合、いずれか一つのサイトサーバ400からパラメータを受信し、少なくとも一つのサイトサーバ400と連携してポイント決済を処理することができる。また、数字URLサービス提供サーバ300は、シングルサインオン方式に基づいて、ユーザ端末100の統合ログインを可能とし、ユーザ端末100の購買結果から発生するポイントを統合的に合算するサーバであってもよい。また、数字URLサービス提供サーバ300は、ユーザ端末100の決済で発生するポイント使用イベントが発生した場合、少なくとも一つのサイトサーバ400と連携してポイント使用イベントに対応する決済を行うことができる。このとき、ユーザ端末100のポイント使用イベントは、オンラインサイトに限定されず、オフライン加盟店も含んでもよい。これにより、数字URLサービス提供サーバ300は、オンラインまたはオフラインを問わず、統合して積み立てられたポイントを、ユーザ端末100が用いることができ、ユーザ端末100の分散されたポイントを統合的に用いることもできる。

#### 【0041】

また、少なくとも一つのセルを含む中央フレームにマップされた少なくとも一つのサイトは、ドラッグ・アンド・ドロップにより、少なくとも一つのユーザインタフェースが削除、編集、生成、移動、再配置、及びサイズ変更されてもよい。すなわち、数字URLサービス提供サーバ300は、サイトの連動のみならず、サイトを、少なくとも一つのユーザ端末100の使用者が、直接構築及び管理可能な道具を提供することができる。これにより、数字URLサービス提供サーバ300は、少なくとも一つの統合データベース(図示せず)に基づいて、数字URLサービス提供サーバ300に既構築されたプラットフォームに対応して、統合ビジネスソリューションを提供する。このとき、既構築されたプラットフォームは、ショッピングモール、ホームページ、SNSサービスを提供するビルダーシステム、ウェブコンテンツを作成可能なエディターシステム、加盟店及び売場管理に基づいたアプリケーション、利益分配及び売出し精算が可能な精算システム、オンラインショッピングモール及びPOSシステム、積立式カードシステム、配送システム、会員管理、営業管理、売出し管理、売場管理、在庫管理、加盟店管理を行うERP(Enterprise Resource Planning)システムの少なくとも一つを含んでもよい。このとき、ビルダーシステムは、マウスインタフェース、タッチ基盤インタフェースの入力に対応して、アイコンが横方向及び縦方向に拡大、縮小、及び回転可能な、オールプレックス(All Plex)方式に基づいてもよい。例えば、小規模自営業者が自身のショッピングモールに個別的な差別性を与えるためには、そのデザインを容易に変更可能でなければならない。したがって、ビルダーシステムは、オールプレックス方式を提供することにより、運用者が、所望の個人別のカスタマイズされたショッピングモールを

10

20

30

40

50

運用可能にする。また、エディターシステムは、ウェブページの周縁領域に表示されるフレームの上に、ユーザインタフェースの入力に基づいて上位メニューUIが変更された場合、変更した上位メニューUIに対応して下位メニューUIが変更されてもよい。このとき、エディターシステムは、メニュー項目を分類基準別にグルーピングし、階層的に上位メニューから下位メニューへ分類し、上位メニューのいずれか一つが選択された場合、中間メニューを、選択された上位メニューに対応して表示することができる。また、エディターシステムは、中間メニューのいずれか一つが選択された場合、選択された中間メニューに対応する下位メニューのコンテンツ情報を表示することができる。

#### 【0042】

すなわち、本発明の一実施例による数字URLサービス提供方法は、本出願人が出願した i) 双方向シングルサインオン技術(以下、出願番号を基準として記載する、大韓民国特許出願第2010 0084141号、同2013 0079554号、同2013 0079555号、同2013 0079556号)が適用され、60億を超えるサイトに再ログイン無しにも、全てのサイトを1回のログインで利用可能にし、ii) ショッピングモールの構築及び運用技術(大韓民国特許出願第2010 0075130号、同2010 0084142号、同2010 0084770号、同2010 0084771号、同2010 0084772号、同2009 0084710号、同2010 0084773号、同2010 0090030号、同2010 0090031号、同2011 0081034号、同2011 0081037号、同2012 0014373号、同2012 0039245号、同2012 0089494号、同2012 0099897号)が適用され、既に生成したショッピングモールを連携するのみならず、ショッピングモールを自体的に構築及び修正可能にし、iii) 統合ポイント技術(大韓民国特許出願第2010 0075131号、同2013 0079558号、同2013 0081974号、第2013 0146293号)を通じて、60億個のサイトの統合ポイントを管理し、ポイントを統合させ、iv) オフライン売場に設置されるP S技術(大韓民国特許出願第2013 0113631号、同2013 0113632号)を通じて、各売場に適したP S端末を設置し、これを、オンラインの60億個のサイトと連携させて用いるようにする、基本的なフレームを提供することができる。また、本発明の一実施例による数字URLサービス提供方法は、60億個のサイトを1画面において提供可能であり、数字URLは、オフラインにおいては、マグネチックカードに印刷され、クレジットカードまたはポイントカードの機能と一緒に、名刺のように用いられてもよい。

#### 【0043】

本発明の一実施例では、単数または複数により、少なくとも一つとの用語を削除してもよいが、同一の構成を指す用語として定義する。

#### 【0044】

このような図2、図3、及び図4における数字URLサービス提供方法について説明しなかった事項は、上述した図1における数字URLサービス提供方法について説明された内容と同一であり、または説明された内容に基づいて容易に類推可能であるので、その説明を省略する。

#### 【0045】

図5は、本発明の一実施例による図1の数字URLサービス提供システムに含まれた各構成の相互間にデータが送受信される過程を示す図である。以下、図5を参照して、各構成の相互間にデータが送受信される過程の一例について説明するが、本願が、このような実施例に限定して解釈されてはならず、上述した様々な実施例により、図5に示したデータが送受信される過程が変更されてもよいことは、技術の分野に属する当業者にとって自明である。

#### 【0046】

図5を参照すると、少なくとも一つのユーザ端末100は、数字URLサービス提供サーバ300に国家UI選択信号を伝送する(S4100)。このとき、数字URLサービス提供サーバ300は、数字URLフレームを出力する(S4200)。

## 【0047】

その後、少なくとも一つのユーザ端末100から第1位置選択信号が伝送されると(S4300)、数字URLサービス提供サーバ300は、第1位置選択信号に対応して中央フレームを変更する(S4400)。

## 【0048】

続いて、少なくとも一つのユーザ端末100から第2位置選択信号が伝送されると(S4500)、数字URLサービス提供サーバ300は、第2位置選択信号に対応して中央フレームを変更し(S4600)、少なくとも一つのユーザ端末100から第3位置選択信号が伝送されると(S4700)、数字URLサービス提供サーバ300は、第3位置選択信号に対応して中央フレームを変更し(S4800)、少なくとも一つのユーザ端末100から第4位置選択信号が伝送されると(S4900)、数字URLサービス提供サーバ300は、第4位置選択信号に対応して中央フレームを変更する(S4910)。

10

## 【0049】

その後、少なくとも一つのユーザ端末100から第5位置選択信号が伝送されると(S4930)、数字URLサービス提供サーバ300は、数字URLにマップされたサイトを検索し(S4950)、少なくとも一つのユーザ端末100と少なくとも一つのサイトサーバ400を連結する(S4970)。

## 【0050】

このような図5の数字URLサービス提供方法について説明しなかった事項は、上述した図1乃至図4における数字URLサービス提供方法について説明された内容と同一であり、または説明された内容に基づいて容易に類推可能であるので、その説明を省略する。

20

## 【0051】

図6は、本発明の一実施例による数字URLサービス提供方法を説明するための動作流れ図である。図6を参照すると、数字URLサービス提供サーバは、少なくとも一つのユーザ端末から、少なくとも一つの国家UIを選択するUI選択信号を受信する(S5100)。

## 【0052】

その後、数字URLサービス提供サーバは、受信されたUI選択信号に対応して数字URLフレームを出力する(S5200)。

## 【0053】

また、数字URLサービス提供サーバは、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第1行のいずれか一つのセルを選択する第1位置選択信号を受信すると、受信された第1位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する(S5300)。

30

## 【0054】

また、数字URLサービス提供サーバは、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第1列のいずれか一つのセルを選択する第2位置選択信号を受信すると、受信された第2位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する(S5400)。

## 【0055】

ここで、数字URLサービス提供サーバは、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第N列のいずれか一つのセルを選択する第3位置選択信号を受信すると、受信された第3位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する(S5500)。

40

## 【0056】

また、数字URLサービス提供サーバは、少なくとも一つのユーザ端末から、数字URLフレームの第M行のいずれか一つのセルを選択する第4位置選択信号を受信すると、受信された第4位置選択信号に対応して、数字URLフレームの少なくとも一つのセルを含む中央フレームを変更する(S5600)。

## 【0057】

50

最後に、数字URLサービス提供サーバは、少なくとも一つのユーザ端末から、最後に変更された中央フレームのいずれか一つのセルを選択する第5位置選択信号を受信すると、受信された第5位置選択信号にマップされたサイトを出力する。

【0058】

図6を参照して説明された一実施例による数字URLサービス提供方法は、コンピュータで実行されるアプリケーションやプログラムモジュールのようなコンピュータで実行可能な命令語を含む記録媒体の形態でも具現可能である。コンピュータで読取可能な媒体は、コンピュータによりアクセスされ得る任意の可用媒体であってもよく、揮発性及び不揮発性の媒体、分離型及び非分離型の媒体を全て含む。また、コンピュータで読取可能な媒体は、コンピュータ記憶媒体及び通信媒体を全て含んでもよい。コンピュータ記憶媒体は、コンピュータで読取可能な命令語、データ構造、プログラムモジュールまたはその他のデータのような情報の保存のための任意の方法または技術で具現された揮発性及び不揮発性、分離型及び非分離型の媒体を全て含む。通信媒体は、典型的にコンピュータで読取可能な命令語、データ構造、プログラムモジュール、または搬送波のような変調されたデータ信号のその他のデータ、またはその他の伝送メカニズムを含み、任意の情報伝達媒体を含む。

10

【0059】

上述した本発明の一実施例による数字URLサービス提供方法は、端末に基本的にインストールされているアプリケーション（これは、端末に基本的に搭載されたプラットフォームや運用体系等に含まれたプログラムを含んでもよい）により実行され、ユーザが、アプリケーションストアサーバ、アプリケーションまたは当該サービスと関連したウェブサーバ等のアプリケーション提供サーバを通じてマスタ端末に直接インストールしたアプリケーション（すなわち、プログラム）により実行されてもよい。このような意味において、上述した本発明の一実施例による数字URLサービス提供方法は、端末に基本的にインストールされ、またはユーザにより直接インストールされたアプリケーション（すなわち、プログラム）で具現され、端末のようなコンピュータで読取可能な記録媒体に記録されてもよい。

20

【0060】

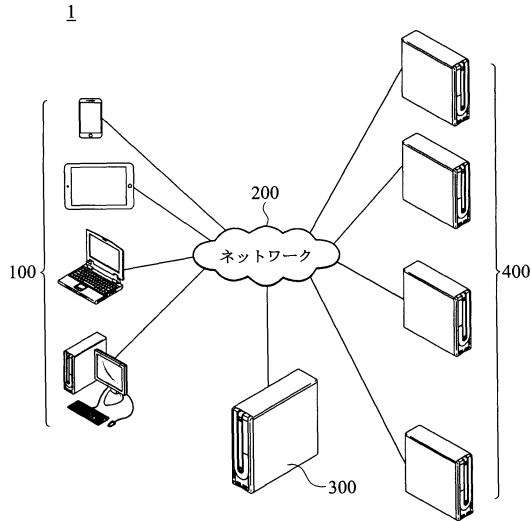
上述した本発明の説明は、例示のためのものであり、本発明が属する技術の分野における通常の知識を有する者は、本発明の技術的思想や必須的な特徴を変更しなくても、他の具体的な形態に容易に変形可能であることを理解するだろう。そのため、上述した実施例は、全ての面において例示的なものであり、限定的でないものと理解しなければならない。例えば、単一型として説明されている各構成要素は、分散して実施されてもよく、同様に分散されたものと説明されている構成要素も、結合された形態で実施されてもよい。

30

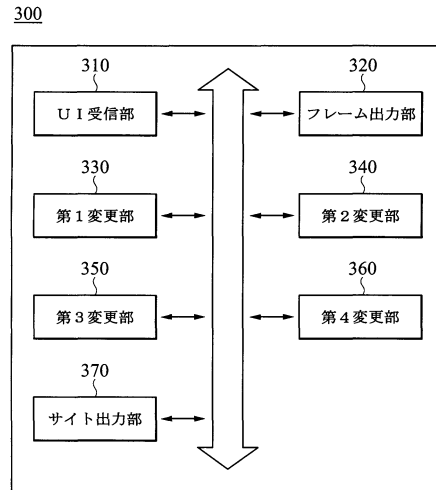
【0061】

本発明の範囲は、上記した詳細な説明よりも、後述する特許請求の範囲により定められ、特許請求の範囲の意味及び範囲、またその均等概念から導出される全ての変更または変形された形態が、本発明の範囲に含まれるものと解釈されなければならない。

【図1】

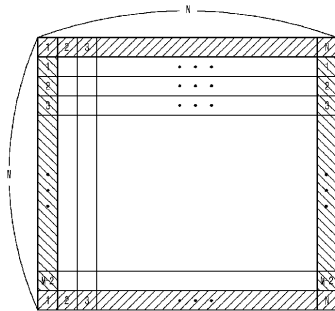


【図2】



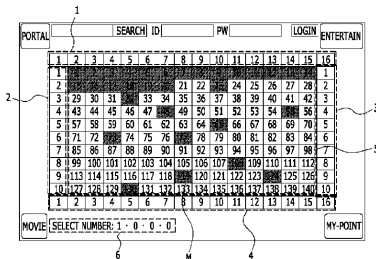
【図3】

[Fig. 3]

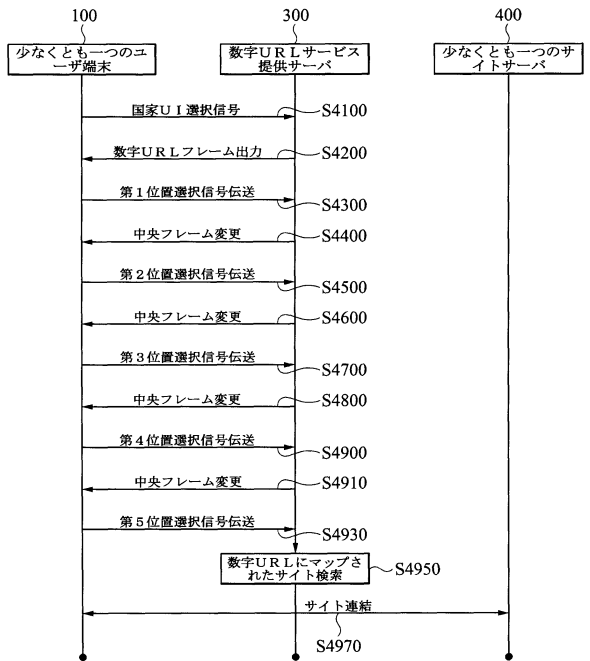


【図4】

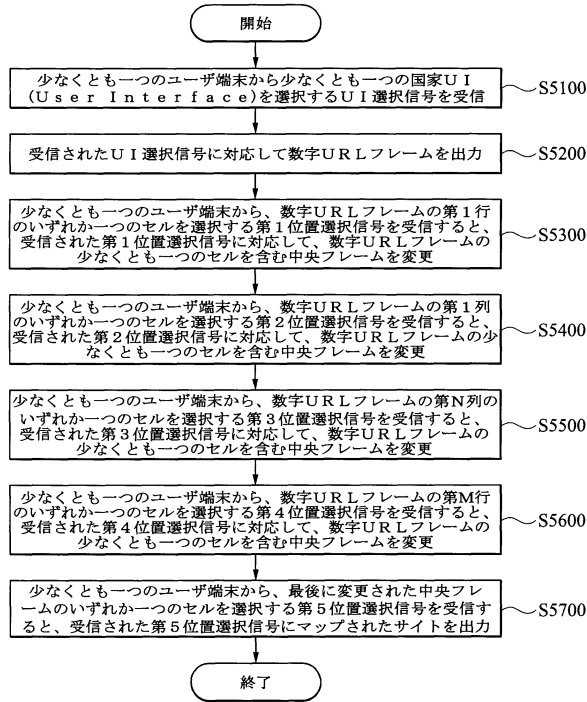
[Fig. 4]



【図5】



【図6】



---

フロントページの続き

(72)発明者 キョン オソク

大韓民国 463-892 キョンギド ソンナンシ プンダンク パンギョロ 393,205  
トン 105ホ

審査官 関 博文

(56)参考文献 特開2004-126970(JP,A)

米国特許第07058726(US,B1)

特開2002-024117(JP,A)

木村 春生, URLは数字で入力常識になる!?, PC WORK! 第5巻 第9号, 日本  
株式会社毎日コミュニケーションズ, 1998年 9月18日, 第5巻 第9号, 177-179

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00-99/00

G06F 13/00